

理事及び監事並びに評議員の報酬及び費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ルーテルこひつじ会（以下「法人」という。）定款第8条・第21条の規定に基づき、法人の理事及び監事並びに評議員（以下「評議員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 評議員等の報酬については無報酬とする。

(費用弁償)

第3条 評議員等が、理事会、評議員会又はその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

ただし、業務の主催者等から費用弁償額相当額が支払われた場合には、これを弁償しない。

2 費用弁償額は、評議員等が、法人業務を遂行する場合に日当として日額2500円を支給し職員の旅費規程に準じて、評議員等の居住地から計算し算定された交通費の実費額相当を支給する。

3 費用弁償は、業務の都度支払う。

ただし、連続して旅行した場合等には、月単位で支払うことができる。

(改 正)

第5条 この規程の改正については、理事会・評議員会の議決を要する。

(その他)

第6条 この規定の定めにかかわらず、法人の経済状況により変更することができる。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。